

四日市市告示第457号

四日市市中小企業IoT等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業IoT等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市中小企業IoT等活用促進事業補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第106号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>IoT等活用人材育成事業</u> IoT等を導入し、活用するための人材を自社内に育成する事業をいう。</p> <p>(3) <u>IoT等活用計画策定事業</u> 外部のIT専門家等を活用して、生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に繋げるためのIoT等の導入可能性の検討、又はIoT等を用いた設備投資計画を策定する事業をいう。</p> <p>(4) <u>IoT等本格導入推進事業</u> 生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に資するため、具体的なIoT等を用いた設備投</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>IoT等活用計画策定事業</u> 外部のIT専門家等を活用して、生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に繋げるためのIoT等の導入可能性の検討、又はIoT等を用いた設備投資計画を策定する事業をいう。</p> <p>(3) <u>IoT等本格導入推進事業</u> 生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に資するため、具体的なIoT等を用いた設備投</p>

資を行う事業をいう。

(5) 主たる事業所 国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。

(6) 従業員 補助金の交付の対象となる企業に直接雇用されている者（派遣社員等を除く。）をいう。

第3条 （略）

（補助対象事業）

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次に掲げる事業とする。

(1) IoT等活用人材育成事業

(2) IoT等活用計画策定事業

(3) IoT等本格導入推進事業

第5条 （略）

（交付申請）

第6条 （略）

2 前項の申請は、1事業者につき1年度1回限りとする。

資を行う事業をいう。

(4) 主たる事業所 国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。

(5) 従業員 補助金の交付の対象となる企業に直接雇用されている者（派遣社員等を除く。）をいう。

第3条 （略）

（補助対象事業）

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次に掲げる事業とする。

(1) IoT等活用計画策定事業

(2)

) IoT等本格導入推進事業

第5条 （略）

（交付申請）

第6条 （略）

改正後

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助限度額
	項目	内訳		
<u>第4条第1号に規定する事業</u> (IoT等活用人材育成事業)	講座等参加費	補助対象事業遂行のためにIoT等の導入に必要な講座等へ自社の社員等が参加する場合の参加料	1/2 以内	150千円
	専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家によるIoT等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		
<u>第4条第2号に規定する事業</u> (IoT等活用計画策定事業)	コンサルティング委託経費	補助対象事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、IoT等の導入にかかるコンサルティング委託契約に要する委託料	2/3 以内	800千円
	専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家によるIoT等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		
<u>第4条第3号に規定する事業</u> (IoT等本格導入推進事業)	システム開発委託費	補助対象事業の実施に必要なIoT等の導入にかかるシステムの開発及び設計にかかる委託費または外注費	2/3 以内	1,000千円 (うち機器購入費は500千円)
	パッケージソフト導入費	補助対象事業のために使用されるIoT等の導入にかかるパッケージソフトの導入に要する経費		
	クラウドサ	補助対象事業のために使用さ		

サービスの導入・初期費用	れる IoT 等の導入にかかるクラウドコンピューティングの利用に要する経費（ただし、申請年度内に要する経費のみ） ※機械装置に関する費用は除く		
コンサルティング委託経費	補助対象事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、IoT 等の導入にかかるコンサルティング委託契約に要する委託料		
専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家による IoT 等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		
機器導入費	テレワーク及び非対面型ビジネスモデル導入にかかる機械装置の購入費用及びレンタル費用		

備考

1 (略)

2 IoT 等の導入に必要な講座等とは、無線等通信に関するもの、データの収集・蓄積・分析・活用等に関するもの、ソフトウェアやプログラムの開発・作成・活用等に関するものその他 IoT 等に関する講座をいい、単なるパソコン操作の講座は対象とならない。

3 クラウドサービスの導入・初期費用の内訳に係る機械装置に関する費用は、サーバー購入費、サーバー本体のレンタル費及びパソコン・タブレット端末・スマートフォン購入費などの機器本体に関する費用をいう。

改正前

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助限度額
	項目	内訳		
第4条第1号に規定する事業（IoT等活用計画策定事業）	<u>IoT等に関する研修・講座参加費</u>	<u>補助対象事業遂行のためにIoT等の導入に必要な各種研修・講座にかかる参加費</u>	2/3 以内	800千円
	コンサルティング委託経費	補助対象事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、IoT等の導入にかかるコンサルティング委託契約に要する委託料		
	専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家によるIoT等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		
第4条第2号に規定する事業（IoT等本格導入推進事業）	システム開発委託費	補助対象事業の実施に必要なIoT等の導入にかかるシステムの開発及び設計にかかる委託費または外注費	2/3 以内	1,000千円 （うち機器購入費は500千円）
	パッケージソフト導入費	補助対象事業のために使用されるIoT等の導入にかかるパッケージソフトの導入に要する経費		
	クラウドサービスの導入・初期費用	補助対象事業のために使用されるIoT等の導入にかかるクラウドコンピューティングの利用に要する経費（ただし、申請年度内に要する経費の		

		み) ※機械装置に関する費用は除く		
	コンサルティング委託経費	補助対象事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、IoT等の導入にかかるコンサルティング委託契約に要する委託料		
	専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家によるIoT等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		
	機器導入費	テレワーク及び非対面型ビジネスモデル導入にかかる機械装置の購入費用及びレンタル費用		

備考

1 (略)

2 クラウドサービスの導入・初期費用の内訳に係る機械装置に関する費用は、サーバー購入費、サーバー本体のレンタル費及びパソコン・タブレット端末・スマートフォン購入費などの機器本体に関する費用をいう。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付申請書

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 補助事業名

（対象事業： IoT 等活用人材育成事業 IoT 等活用計画策定事業 IoT 等本格導入推進事業）

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

- ・ 四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金事業計画書（第2号様式）
- ・ 四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金収支予算書（第3号様式）
- ・ 企業の概要書（会社パンフレット等）
- ・ 法人登記事項証明書
- ・ 定款
- ・ 市税完納証明書

第4号様式から第8号様式までを次のように改める。



住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金については、四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助事業名

（対象事業：IoT 等活用人材育成事業 IoT 等活用計画策定事業 IoT 等本格導入推進事業）

2 補助金交付金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金については、下記のとおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助事業名

（対象事業： IoT 等活用人材育成事業 IoT 等活用計画策定事業 IoT 等本格導入推進事業）

2 不交付の理由

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業について下記のとおり計画を変更したいので、四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助事業名

（対象事業： IoT 等活用人材育成事業 IoT 等活用計画策定事業 IoT 等本格導入推進事業）

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月 日付けで計画変更承認申請のあった四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業の計画変更を承認したので、四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助事業名

(対象事業： IoT 等活用人材育成事業 IoT 等活用計画策定事業 IoT 等本格導入推進事業)

2 補助金変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

4 条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

### 四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業を完了したので、四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 補助事業名

（対象事業： IoT 等活用人材育成事業 IoT 等活用計画策定事業 IoT 等本格導入推進事業）

#### 2 事業内容

別紙 四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金事業報告書（第9号様式）  
のとおり

#### 3 添付書類

- ・ 四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金事業報告書（第9号様式）
- ・ 四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金収支決算書（第10号様式）
- ・ 補助対象経費に係る支出証拠書類の写し（補助対象経費に係る契約書（契約を締結した場合に限る。）、請求書、領収書（口座振替済通知書）等の写し）
- ・ 事業実施の成果物の写し又は実施状況が分かる写真や資料等

第 1 1 号様式及び第 1 2 号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業については、四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助事業名

(対象事業： IoT 等活用人材育成事業 IoT 等活用計画策定事業 IoT 等本格導入推進事業)

2 確定補助金額 金 円

第 1 2 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

(あて先)

四日市市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者

印

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金請求書

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助事業名

(対象事業： IoT 等活用人材育成事業 IoT 等活用計画策定事業 IoT 等本格導入推進事業)

2 補助金額 金 円

< 振込先 >

金融機関名	銀行 (金庫)	支店 (支所)
1 普通・総合	2 当座	9 その他 ( )
口座番号		
口座名義 (フリガナ)		



附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部工業振興課)